

令和7年度 太田市立生品中学校 いじめ防止基本方針

2025年4月 改訂

第1 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める未然防止、いじめの早期発見、さらに、認知したいじめへの適切かつ速やかに解決のための措置を講ずるため、「いじめ防止基本方針」を定める。

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条第1項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめ未然防止にむけた生品中のコンセプト>

「人の気持ちを感じ、思いやり、行動できる」温かみのある生徒の育成

「いじめはゆるされない」生徒と教師の共通認識

「いじめの認知力を高める」学校組織

第2 学校の実態把握

学校は、生徒一人ひとりの教育活動への取組状況や人間関係、生活環境等を注視し、常にその概況を把握しなければならない。そのため、以下の取組を行う。

- ・日常的な観察や声かけ、チャンス相談
- ・定期的な調査実施（悩みごと調査・学校生活アンケート等）
- ・学級担任・教科担当・部活動担当・教育相談担当職員等による多面的な情報収集
- ・保護者への電話連絡や家庭訪問による実態把握や地域からの情報収集 等

第3 いじめ防止の取組(未然防止)

1 生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした主な取組

(1) 集団宿泊訓練等の学校行事における取組

- ・高原学校・校外学習・修学旅行等での、リーダーを中心にした班活動を計画的に実施する。
- ・交流場면을意図的に設定し、コミュニケーション能力の育成、よりよい人間関係の形成に取り組む。

(2) 学級活動・総合的な学習の時間における取組

- ・よりよい人間関係の形成のためのグループエンカウンター等の実施により、いじめ防止につながる雰囲気づくりに取り組む。
- ・クラスの枠を越えた福祉学習や職場体験学習等の活動を設定し、人間関係の幅を広げながら、互いに協力して課題を探究する「協働的な学び」の効果的实施に取り組む。

(3) 生徒の主体的な活動を生かした取組

- ・ いじめ防止フォーラムやいじめ防止こども会議へ参加した代表生徒を中心に、生徒が自発的・自主的にいじめについて考え、自ら改善に向けた活動を実施する。

2 いじめに関する学習についての取組

(1) 特別の教科道徳の授業に関する取組

- ・ 各学年、年度中に1度以上、いじめの防止に関する授業を実施する。
- ・ 道徳主任等を中心に、いじめ防止に役立つ道徳資料の全教員への周知に取り組み、各学級での授業実践につなげる。

(2) 人権教育に関する取組

① 常時指導（常にお互いを大切にする指導）の充実

- ・ 授業や給食、清掃、休み時間等、学校生活の様々な場面において、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりに取り組む。
- ・ 人権教育の年間指導計画と、各教科等の授業や学校行事等を関連させた実践する。

② 教職員の人権感覚

- ・ 教職員は自らの人権感覚を高め、不用意な言動でいじめを助長しないための細心の注意を払って生徒の指導に当たる。
- ・ 特に配慮が必要な生徒について、教職員間で共通理解を図りながら適正な支援を行う。

③ 具体的な行動

- ・ 各学年とも、1学期中の学級活動の時間に人権教育の立場に立って「いじめ」及び「いじめ防止対策推進法」についての授業を実施する。（各学年の実態に応じた内容を検討）
- ・ 2学期の人権週間における学習による生徒の実践的態度の育成に取り組む。

3 生徒会を主体としていじめ防止に係る取組 ～いじめ防止強化月間(5月・12月)～

(1) いじめ防止活動を推進する役割

- ・ 生徒主体的にいじめ防止活動の企画・運営に生徒会を積極的に参加させる。

(2) いじめ防止のスローガンの決定

- ・ ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」を踏まえ、全校生徒からの意見をもとにしていじめ防止スローガンを決定する。
- ・ 決定したスローガンを各教室等に掲示及びスローガンを活用した指導により、いじめ防止に向けた気運を醸成する。

(3) 各委員会活動によるいじめ防止活動

- ・ 「心が温かくなるような活動の計画と実践」をテーマにした活動を推進する。
- ・ いじめ防止ポスターの作成・掲示によるいじめ防止の気運を醸成する。

(4) 各部活動におけるいじめ防止活動

- ・ 「礼儀を重んじ、誰からも応援される部になる」をキーワードにした活動を推進する。

(5) いじめを防止する考え方を含んだ学級目標の設定

- ・ いじめをなくすために実践する学級目標を設定することで、取組への意欲を高める。

- (6) 学校生活の目標の重点項目を掲示による学校生活の見直し
 - ・ 学校内の整理整頓・清掃活動の推進と自ら身だしなみを励行する。
 - ・ しっかりとした声でのあいさつ、思いやりの気持ちをもった人との関わりを指導する。
- (7) 情報モラル育成のための取組
 - ・ 外部専門機関と連携による情報モラル教室を実施する。
 - ・ 全校生徒や保護者を対象とした講話や動画による情報モラル教室を実施する。

4 保護者や地域に対する啓発のための取組

- (1) 学校種を越えた連携
 - 幼・保・小・中と、縦の連携を重視した生徒の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報交換（事務引継）による連携強化に取り組む。
- (2) 学校・家庭・地域の連携
 - ① 学校の様子を積極的に発信
 - ・ 学校だよりやホームページにより、学校の教育活動等の情報発信を定期的実施する。
 - ・ 保護者だけでなく、地域の区長会、健全育成団体、民生児童委員等とも生徒の指導に関わる情報交換の計画的に実施する。
 - ② 家庭・地域との連携
 - ・ 生徒が自己有用感を高めていけるよう地域行事への参加を積極的に働きかける。
 - ・ 家庭・地域との円滑で適切な「緊急時の連携」に向けた共通理解に取り組む。

第4 早期発見の取組

1 生徒の些細な変化に気づく取組

- (1) 教師と児童生徒との日常の交流を通じた取組
 - ・ 生活ノートによる関わり、休み時間や昼休み、放課後等におけるチャンス相談、計画的な二者面談等を総合的に実施する。
- (2) 複数の教職員の目による発見
 - ・ 教職員が教室を移動する際、生徒の様子等へ気を配り、いじめ等の早期発見に努める。
 - ・ 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に実施する。
- (3) アンケート調査
 - ・ 毎月の悩み事を含めた「学校生活アンケート」調査に加え、C&Sを実施する。
- (4) 援助希求的態度の育成（SOSの出し方教育の推進・SOSの受け止め体制の整備）
 - ・ 自らが抱える不安や悩みを教職員や保護者等、周囲の大人に「自らのSOS」として相談しようとする態度の育成に、授業や短学活等を活用して意図的・計画的に取り組む。
 - ・ 他者の悩み等に気づき、受け止め、周囲の大人への相談につなげられる態度を育成する。
 - ・ SOSを抱えた生徒が、相談しやすい学校の環境の整備と保護者への啓発に取り組む。
- (5) 教育相談をとおした把握
 - ・ 学校全体で意図的・計画的な面談実施と、面談希望に対する速やかな対応に取り組む。
 - ・ 面談方法や面接結果について、SCによるコンサルテーションを実施する。
- (6) 生徒会が主体となった取組
 - ・ 生徒会活動の中で、自発的・自治的ないじめ防止・解決に取り組もうとする雰囲気をつくる。

2 気づいた情報を確実に共有する取組

- (1) 教職員の気づきをもとにしたいじめ等に関わる情報集約及び情報共有に取り組む。
- (2) 生徒指導G会議の定期的な開催による情報共有と指導方針の確認し、全教職員へ周知する。
- (3) 職員会議における「生徒指導に関わる情報交換」を常設し、教職員間の共通理解を図る。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

(1) 事実の究明

- ・ 関係生徒には複数体制で取り組むことを基本とし、以下の留意事項を踏まえたいじめの状況やきっかけ等のていねいに聴き取り、事実に基づく指導の徹底に取り組む。

<聞き取りの際の留意事項>

○被害を訴える生徒や、周囲の生徒からの聞き取りは、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その生徒が話しやすい教職員が聞き取りを行う等の配慮をする。

○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教職員で確認しながら聞き取りを進める。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。

○聞き取りを終えた後は、教職員が電話連絡や家庭訪問を行い、保護者に直接説明する。

<聞き取りの段階ではではないこと>

▲被害生徒と加害生徒から、同じ場所で事情を聞き取ること。

▲注意、叱責だけで終わること。

▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(2) 学級内の人間関係の客観的な把握

- ・ 学級内の人間関係のトラブルが潜在化等に配慮した職員間の情報交換や各種調査を実施する。

(3) いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・ いじめを訴えることが、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることについての日常的な指導に取り組む。
- ・ 学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する（学校の相談体制の周知）
- ・ 関係機関（太田市教育研究所やヤングテレホン、市町村や警察の相談機関等）への相談方法等を家庭や地域に周知する。（関係機関の連絡先を配布物やポスター等の活用）

(4) 保護者や地域からの情報提供

- ・ いじめ問題に対する学校の考え方や取組について保護者への周知に取り組む。

(5) 太田市教育委員会「いじめ一報制」に基づく取り組み

- ・ いじめ一報制を適切に行うため、組織としてのいじめの認知・早期対応を徹底する。

【報告の流れ】

発見者 → 学年職員 → 管理職・生徒指導主事 → 太田市教育委員会

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 市教委への報告 | (5) 加害保護者への報告と指導 |
| (2) 指導方法と方針・指導体制等の確認 | (6) 被害保護者への報告と相談 |
| (3) 事実詳細の確認と指導（加害） | (7) 経過観察（再発防止） |
| (4) 事実詳細の確認と支援（被害） | (8) 市教委への報告書の提出 |

いじめ解消の判断（「太田市いじめ防止基本方針」より）

単に加害側生徒の謝罪をもって安易に解消と判断せず、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３ヶ月）継続し、②被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。

2 いじめの被害側生徒、その保護者への支援

- (1) 基本的な姿勢
 - ・いかなる理由があっても、徹底して被害生徒の立場に立った継続的な支援に取り組む。
- (2) 事実の確認
 - ・担任を中心に、生徒が話しやすい教職員が対応する。
 - ・聞き取りを通して、何が事実かを冷静に、複数の教職員で判断する。
- (3) 支援
 - ・安易に解決の判断をせずに見守り続けるとともに、いつでも相談できる支援体制をつくる。
 - ・保護者に対して、事実と今後の指導方法について理解を求める。
- (4) 経過観察
 - ・生活ノートでのやり取りや継続的な面談等を行い、不安や悩みの解消に努める。
 - ・授業や学級活動等により、自己肯定感の向上を図るとともに、友人関係づくりを支援する。

3 加害側生徒、その保護者への助言

- (1) 基本的な姿勢
 - ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
 - ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- (2) 事実の確認
 - ・対応する教職員は中立の立場で、事実の確認を冷静に行う。
 - ・うそやごまかしのない事実の確認を、時系列にそって確認していく。
- (3) 指導
 - ・いじめは決して許されないことを理解させる。
 - ・いじめに至った自分の心情を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
 - ・保護者に対して、相手の生徒の様子や分かった事実と今後の指導について確認する。
- (4) 経過観察
 - ・生活ノートでのやり取りや継続的な面談等を行い、継続的な指導により成長を図る。
 - ・授業や学級活動等により、プラスの行動に向かわせ、いじめ防止に向け、自己肯定感の高揚を図る。

4 いじめを見ていた生徒への働きかけ

- (1) 基本的な姿勢
 - ・いじめの問題に、教職員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
 - ・いじめ見て見ぬふりをしないことは、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

(2)指導

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害側生徒の心情を考えさせ、集団の行動規範や言葉遣いなどを振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(3)経過観察

- ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、再発防止に向けて継続して指導を行う。

5 関係機関との連携

いじめの解決に向けて、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携に適切に取り組む。

連携を必要とする状況関係機関	関係機関
・いじめの発見状況を報告する。 ・対応方針について相談したい。	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
・指導方針や解決方法について相談したい。 ・児童生徒や保護者への対応方法を相談したい。	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件等が発生している。	児童相談所 警察、少年育成センター
・いじめられた児童生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関 こころの健康センター
・いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒への福祉的・心理的側面、児童相談所からの支援のあり方について相談したい。	市町村のこども課等

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめ防止等の対策が適切かつ円滑に機能するよう、いじめ防止対策の組織として「生品中学校いじめ防止推進委員会」を置き、学校におけるいじめ防止の計画や具体的な取組が適切か検討し、必要に応じて改善案を策定する。

2 組織の構成

- ・校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭・各学年主任・スクールカウンセラー（心理の専門家）

※事案によっては、学校長の求めにより、PTA会長や学校評議委員を構成員に加え、学校の取組への助言を受ける。

3 役割

いじめ防止に関わる学校の現況や取組についての協議をし、関係生徒からの聞き取りなどの調査、被害生徒のケアなど必要な措置を講ずる。

4 役割に応じた対応

- 校長：校長の責任において委員会を招集し、協議された内容の最終判断を行う。
- 教頭：校長の指示を受けながら、委員会構成員との連絡調整を行うとともに、関係諸機関との連携の窓口となる。
- 生徒指導主事：生徒や保護者からの情報収集に努め、いじめ防止活動の企画・運営及びいじめ発生時対応の中心となって対応する。
- 教育相談主任：スクールカウンセラーの積極的活用を行い、生徒や保護者からの情報収集に努めるとともに、情報が至急生かされるよう働きかけを行う。
- 養護教諭：保健室への来室状況や健康状態など、必要な情報提供を行う。
- 学年主任：担任からの情報をもとに、生徒の様子や家庭環境など、また学年の生徒指導体制など必要な情報提供を行う。

第7 インターネット上のいじめへの取組

1 いじめ防止の取組(未然防止)

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して迅速に対応していくことが必要である。

(1) 情報モラル教育の推進

- ・情報モラル教育で重要なことは、ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせることである。
- ・インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを生徒が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組んでいく。
 - ・判断力……利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
 - ・自制力……どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
 - ・責任能力……インターネット上での自分の言動に責任をもつ力
 - ・想像力……未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

(2) 携帯・インターネット問題講習会・情報モラル講習会等の開催

- ・教職員が、インターネット端末利用による問題の未然防止に向け講習会を計画的に開催する。

2 早期発見・早期対応の取組

- ・インターネット上のいじめは、生徒が誰にも相談できずに、一人で悩みを抱えてしまうことも考えられるため、日頃から相談しやすい生徒と教職員の人間関係づくりに取り組む。
- ・保護者との連携に努めるとともに、生徒に対してインターネット上で心配な出来事が起きていることに気付いたら周囲の大人に相談するよう定期的に指導する。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・重篤な事案については、直ちに所轄警察署に通報するなど、関係機関との積極的連携に努める。

3 いじめに対する措置

- ・「第5 いじめに対する措置」に基づいた対応を基本とする。
- ・当事者以外の一般の生徒への指導（必要と判断した場合）等、現実の学校生活等における問題への対応を、インターネット上の対応と並行して行う。

- ・当該生徒（書き込み者）に書き込みを削除させる。書き込み者の特定が難しい場合は、被害者本人または学校や教育委員会等が削除依頼するなどの措置を検討する。

第8 重大事態への対処

1 重大事態の認識

- ・いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づいた適正な対応に努める。

- | |
|---|
| ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
②いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき |
|---|

- ・生徒や保護者から、重大事態の申し出があったときは、重大事態が発生したものと捉え、対応する。

2 学校の組織としての対応

(1) 起きているいじめへの対応

- ・「第5 いじめに対する措置」に基づいた対応を基本としつつ、太田市教育委員会と緊密な連携に努める。
- ・事実の詳細確認においては、後で水掛け論的な部分が出ないように、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「なぜ」「どのように」を明確に聞き取り、あいまいな部分がないように配慮する。
- ・被害を受けた生徒については、精神的なケアを第一にして指導にあたる。本人が話したがない場合は、無理強いをせず、後日に委ねることも視野に入れていく。

(2) いじめの重大事態の調査の実施

- ・文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）に則って、太田市教育委員会と連携し適切に調査を実施する。

(3) 重大事態への学校の対応イメージ（参考「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」）

